経営学部　早期卒業認定基準

（ビジネスブレークスルー大学早期卒業に関する規則　2010（平成22）年４月１日施行より抜粋）

（対象学生）

第 ２ 条　早期卒業は、本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者を対象とする。ただし、編入学および転入学した学生は、早期卒業の対象とならない。

２　早期卒業を申請できる者は次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

一　２年次終了時の、所属学科における成績順位が上位５％以内またはGPA3.3以上であること

二　２年次終了時までに、本学履修規程で定める授業科目を履修し、卒業要件単位のうち80単位以上を修得し、かつ、卒業までの残り単位数が48単位以下であること

（早期卒業対象者の認定）

第 ３ 条　前項第２項に定める要件を満たし、早期卒業を希望する者は、２年次終了時に学部長にその旨を申し出て、教務部が指定する課題を提出しなければならない。

２　早期卒業を希望する者は、前項に定める課題による書面審査を経て、事務総長、学部長ならびに他専任教員１人以上と面接を行うものとする。

３　学部長は、前項に定める書面審査と面接審査の内容を本学経営学部教授会（以下、「教授会」という。）に報告し、教授会において審議および適格認定を行う。

４　教授会は、学習意欲が極めて高く、早期卒業制度を適用するに相応しいと判断された学生にのみ、早期卒業制度の適用を認めるものとする。